5 中小企業の地域経済貢献

鵜野沢 信一郎

(1) 基調講演に対するコメント

鵜野沢信一郎でございます。私は神奈川県平塚商工労働センターで、商工 関係および中小企業育成の業務に従事しています。日常的には、中小企業の 経営相談をお受けし、また、セミナーの開催や商業支援の関係業務を担当し ています。

まず、コメンテーターとして感想を短く申し上げます。千葉商科大学の藤 江先生のお話では、時代が大きく変ってきて、従来と同じ方法では発展が期 待できないことが改めて認識させられました。企業の提供する商品やサービ スに対する新しい意味づけが、今日における企業価値創造のマネジメントし て決定的に重要であるとのご提言であったように思います。

次に、がんこ茶家の山岸社長のお話ですが、当時、私は町田に住んでおりまして、おそらく先ほどのお話に出ました社長のお店の近所だったと思います。当時、店頭に大勢のお客が並び、街頭にまで人が溢れていました。社長の話を聞きまして、当時の繁盛振りが思い出されました。山岸社長の情熱溢れるお話をお聞きして、企業経営で重要なのは、経営理念や目標を明確にし、そして、それを達成するための強い信念や情熱を堅持することであると学ばせて頂きました。

さて、本日のテーマに関係して、折角の機会ですから私からは次の3つについて、お話したいと思います。すなわち、新規企業の参入と雇用促進との関係、中小企業成長と新分野進出との関係、そして、コミュニティー・ビジネスの可能性の3つです。

(2) 新規企業の参入と雇用促進との関係

添付資料の第1図は、1996年から2001年までの各事業所の雇用変動状況で

す。(1) 図では、存続事業所は580万人の雇用増加、861万人の雇用喪失、新規事業所は1,287万人の新規雇用創造、そして廃業事業所は1,273万人の喪失となっています。図によりますと、新規開業事業所が雇用創出において、どのくらい重要な役割を果たしているかが充分にお分かり頂けると思います。

そして、(2)の図では、従業者規模別存続事業所の雇用変動が示されています。1-5人未満の事業所が161万人以上の雇用を創出し、100万人の雇用がなくなっています。それで、差し引きすると、純粋に86万人の雇用が増加しているわけです。同じように見ていきますと、従業員規模が大きければ大きいほど、雇用の状況が厳しくなり、雇用の創出が悪くなっております。従いまして、規模の小さい中小企業が雇用に関しましては、地域社会において中小企業の創業が非常に大きく貢献していると言えます。

次に、創業関係で、神奈川県の事業所の開業率と廃業率を見ますと、神奈川県の場合、平成8年に廃業率が開業率を上回っています。平成13年には廃業率が4.8%、開業率が4.2%です。要するに廃業率が多いわけです。従って、創業をしないと事業規模が縮小することになりますので、神奈川県では色々と創業の支援策を行なっております。その中で、神奈川県平塚商工労働センターでは、「湘南地域産業振興協議会」を設置し、創業のアドバイス、セミナー、創業塾などを行なっております。

特に、創業の場合、開業したばかりの段階ではすぐ収益に繋がるわけではありませんので、創業支援策を強化しています。例えば、フォローアップ・セミナーなどを行い、すでに創業している先輩の経営者を招き、各種の創業の問題や悩みの相談を行うとともに、情報交換や経営者交流の場などを設けています。資金融資などに関するアドバイスも具体的に行なっています。

ちなみに、平成14年の創業相談件数は、神奈川県平塚商工労働センター管内が109件で、神奈川県全体が1,702件です。全体の4%が当センターで行なっている状況です。そして、平成15年には、当センターが141件で、神奈川県全体が1,713件です。全体の8,2%で、この地域の比重が年々高くなっています。

(3)中小企業成長と新分野進出との関係

次に、中小企業の新分野進出と雇用創出の関係を見たいと思います。第2 図は、製品開発企業と一般企業との比較です。図を見ますと、製品開発企業が2.7%も普通の企業より雇用創出が高くなっています。従業員規模では0~20人の雇用創出が一番高く、従業員規模が大きくなるにつれて、雇用の創出率が低くなっています。このデータからも、如何に新製品開発の企業で、しかも中小規模の企業において雇用の創出が重要かが分かります。

これについて、当センターでは各種の支援策を実施しています。「中小企業創造活動促進法」で、著しい技術革新を行なっている企業に対して、その事業計画が認められれば支援策が適用されます。認定件数を見ますと、累計では全国で1万830件ほど、神奈川県で825件、東京都で2,709件となっています。神奈川県は東京都と比較してみますと、認定件数でかなり落ちているように思います。

それから、「中小企業経営革新支援法」という法律もあります。これは経営革新についての事業計画を作成し、認定を受ければ色々な支援策を行なうというものですが、これに基づく認定件数を見ますと、神奈川県が745件、東京都2,053、湘南平塚管内が84件です。地域経済がより活性化するために、事業関係者にあっては、このような法律に基づく支援策を積極的に活用して欲しいと思います。

(4) コミュニティー・ビジネスの可能性

コミュニティー・ビジネスの可能性についてお話したいと触れたいと思います。第3図は、現在のコミュニティー・ビジネスの事業分野を示したものですが、高齢者福祉、障害者福祉、地域内交流活性化、教育など幅広い分野が認められます。また、第4図によって、コミュニティー・ビジネスを開始した最も重要な動機を見ますと、「社会に貢献したかった」という動機が最も多くなっています。しかし、通常の創業の方は、「創業後、自己実現をしたかった」というのが最も多いようです。このような点がコミュニティー・

ビジネスの1つの特徴かなと思います。

第5図は、コミュニティー・ビジネスの活動が地域に及ぼす影響に関するものです。地域との関係からみれば、「域内での住民の交流が活性化された」、「地域の人々の生きがいの創出」、「地域住民の生活の利便性の向上」、「新しい雇用の受け皿の創出」が多い項目です。そして、自分自身に対する関係から見ると、「自分の事業に対する理解者の出現」、「事業に携ることによる自らの充実」、「地域における自らのネットワークの強化」が多くなっており、自分に対する満足感を見せています。これもコミュニティー・ビジネスの特性です。

このようなコミュニティー・ビジネスに対して、県からは各種の支援策を 実施しています。湘南平塚でも研究会がありまして、当センターでは色々な アドバイザリー・サービスを提供しています。加えて、コミュニティー・ビ ジネスに対して融資限度500万円で、金融的な支援も行なう予定です。今後 とも様々な形態で当センターを活用して頂ければ幸いです。

簡単ですが、コメントに代えて地域中小企業の支援策についての説明と致 します。お聴き頂き有難うございました。